

3 具体的方策

(1) 不適切な行為の防止

【人権侵害の防止】

- ・児童生徒の人権に配慮した言葉遣いや態度などを心がけさせ、誤解を与えるような言動がないよう指導する。
- ・教職員の人権意識を高め、職権や立場を用いて行う嫌がらせ等の防止に努めさせる。

【体罰の根絶】

- ・体罰は、絶対に許されない行為であることを具体的・継続的に指導する。

○「体罰に関するガイドライン」(平成22年7月群馬県教育委員会)

- (1) 教職員の共通認識 ①児童生徒には冷静かつ毅然とした態度で指導 ②部活動の意義を再確認 ③生徒指導に関する共通理解 ④体罰を引き起こす土壌や認める体質がないか点検・確認
- (2) 教職員の資質向上 ①研修会による体罰に対する自覚や認識 ②体罰の法的な位置づけ、責任・処分等の再確認 ③体罰に頼らない指導のあり方の研究 ④カウンセリングマインドの育成 ⑤児童生徒の多様化する考え方や価値観の実態把握と対応の研究
- (3) 生徒指導体制の充実 ①教職員の共通理解と指導の連携 ②学年・分掌組織を生かした児童生徒への指導 ③学校全体での組織的な指導 ④教職員が相互点検できる体制づくり ⑤報告・連絡・相談体制の見直し

【性的問題の未然防止】

- ・勤務時間の内外を問わず、わいせつ行為、セクハラ等の防止に向け、きめ細かな指導を行う。

(2) 交通違反・事故の防止

【飲酒運転の根絶】

- ・「飲んだら乗るな・乗るなら飲むな」を徹底し、飲酒後は車両の運転を絶対しないよう指導する。
- ・翌朝までアルコールが残る、飲酒運転・酒気帯び運転となることがないように指導する。

【速度違反・交通事故の根絶】

- ・交通ルールを遵守し、時間的・精神的な余裕をもって運転するよう日常的に指導する。

(3) 学校の危機管理

【いじめの未然防止】

- ・「いじめ防止基本方針」を定め、いじめをさせない・許さない学級・学校づくりに努める。
- ・児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見・対応できる校内体制づくりに努める。
- ・人権尊重の精神に基づき、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を重視した学校づくりに努める。

○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

○群馬県いじめ防止基本方針(平成25年12月 群馬県)

○「子どもたちの輝く笑顔のために」(平成23年9月群馬県教育委員会)

～いじめ問題の未然防止に向けた7つの視点～

- ①全教職員による生徒指導体制づくり、②未然防止に向けた教育相談体制づくり、③家庭・地域に開かれた環境づくり
- ④人権意識の向上を図る態勢づくり、⑤学び合いを大切に授業づくり、⑥学級活動を通じた人間関係づくり
- ⑦学級を越えた幅広い人間関係づくり

○教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)

【児童生徒の安全確保】

- ・児童生徒の安全管理について、日常の指導態勢・緊急時の指導体制を整え、常に有効に機能し、迅速に対応できるよう指導する。(不審者対応・交通規則遵守)
- ・防災教育の充実を図るとともに、防災マニュアルを理解し、緊急時に冷静に対応できるよう指導する。
- ・家庭や地域住民、警察等の関係諸機関と連携・協力し、地域ぐるみの安全施策を実施する。

【施設・設備等の安全管理】

- ・定期的及び適時の点検を実施して危険箇所の早期発見・早期処置に努め、事故防止の徹底を図る。

【公簿・金銭等の指導・管理】

- ・公簿の作成、学校備品の活用と管理、公金や私金の管理等に関する教職員の意識を高める。
- ・公簿・公金の適切な処理・管理について指導の徹底を図るとともに、会計簿・預金通帳等の複数での点検・確認を実施する。

【個人情報の保護】

- ・個人情報に関する個人情報ガイドライン、個人情報リストなどを作成、確認するなどして、個人情報保護に対する教職員の意識を高めるとともに、適正な個人情報の取り扱いについて共通実践を図る。
- ・緊急やむを得ず電子情報を含む個人情報を学校外へ持ち出す場合には、校長の許可を得る、記録簿に記入するなどのルールを徹底し、漏えい等(データの滅失、き損など)を未然に防止する。

【薬品や危険物等の管理】

- ・薬品、石油、ガスボンベ等危険物の適切な保管・管理及び廃棄について指導する。
- ・保管庫、棚等の整理整頓や定期点検に努めさせ、事故を未然に防止する。

(4) 心身の健康保持

【良好な勤務環境とメンタルヘルス保持】

- ・良好な職場の人間関係をつくるなど勤務環境を向上させることにより、職場におけるストレス要因の軽減・除去への配慮を怠らず、個々の職員の心身の健康の増進を図る。
- ・心が不健康な状態になったときに見られる言動等を理解し、教職員の変化を早期に把握して対応する。(例：遅刻や早退が多い、仕事が手につかない、単純なミスが目立つ、的を射ない発言等)

(5) 日常の人事管理

- ・服務規律に関する校内倫理(服務規律)委員会・規律確保行動計画の活用を図る。
- ・出勤、退勤、校務分掌、事務処理等、勤務状況の把握と指導に努める。
- ・授業内容・工夫、熱意等、日常の授業実践の把握と助言に努める。
- ・社会性、協調性等、人間関係に関する実態把握と助言に努める。
- ・健康状況、家庭状況等の把握と助言に努める。
- ・保護者や来校者、また地域との対応において、信頼される言動に努める。
- ・携帯電話やパソコン(インターネット)の適正な使用の指導に努める。

4 いじめ問題(重大事態)発生時の対応

(参考 重大事態対応フロー図 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A 国立教育政策研究所)
いじめ問題(重大事態)発生時には、「いじめの疑いに関する情報」の収集と記録に努めつつ、迅速に教育委員会に報告を行い、教育委員会の判断に応じて対応するものとする。

<問題の発生>	<対応>
<p>校長・副校長・教頭 ← 状況報告</p> <p>↓</p> <p>1 重大事態の発生を報告</p> <p>・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(重大事態とは 法28条)</p>	<p>○管理職を情報の窓口として一元的に対応する。</p>
<p>2 教育委員会が調査の主体を判断</p> <p>A【学校が調査主体の場合】</p> <p>①重大事態の調査組織を設置</p> <p>↓</p> <p>②事実関係の調査の実施</p> <p>↓</p> <p>③いじめを受けた児童生徒、保護者に情報を提供</p> <p>↓</p> <p>④調査結果を教育委員会に報告</p> <p>↓</p> <p>⑤調査結果を踏まえた必要な措置</p>	<p>○「いじめの疑いに関する情報」の収集と記録、共有する。</p> <p>○いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会に報告する。</p> <p>○生徒保護者からのいじめの申し立ての有無の確認する。</p>
<p>B【教育委員会が調査主体の場合】</p>	<p>※教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。</p> <p>○専門的知識及び経験を有し、当該者と人間関係、利害関係を有しない第三者の参加を図る。</p> <p>○事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。</p> <p>○明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。</p> <p>○関係者の個人情報に十分配慮する。</p> <p>○調査に先立ち、いじめを受けた側にアンケートを提供する場合がある旨を事前に説明する措置が必要である。</p> <p>○いじめを受けた児童生徒又は保護者からの希望がある場合、所見の提供を受け、調査結果に添付する。</p> <p>※教育委員会の指示のもと資料の提出など調査に協力する。</p>

子どもたちが安心して活動できる 学校であるために

群馬県小学校長会
群馬県中学校長会
小・中学校長会倫理委員会

5 チェックリスト

不適切な行為の防止	<input type="checkbox"/> 教職員は教育公務員としてふさわしい見識と品位を保持する努力をしているか。 <input type="checkbox"/> 人権尊重の精神を基盤とし、教職員による体罰・暴言などを看過しない校内体制ができていないか。 <input type="checkbox"/> 勤務時間の内外を問わず、暴力行為、わいせつ行為、セクハラ等の防止に努めているか。 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者との不適切な交流（メール交換等）の把握に努めているか。 <input type="checkbox"/> 酒席での言動や金銭上の誤解や疑惑をもたれないよう教職員に指導しているか。
交通違反・事故の防止	<input type="checkbox"/> 交通ルール遵守の意識を教職員一人一人に徹底しているか。 <input type="checkbox"/> 飲酒・酒気帯び運転根絶に対する意識を教職員一人一人に徹底しているか。 <input type="checkbox"/> スピード違反や交通事故を起こした場合、管理職への報告義務があることを全教職員に認識させているか。 <input type="checkbox"/> 事故の相手への対応は誠意をもって適切に行われているか。
学校の危機管理	<input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針を定め、いじめをさせない許さない学校づくりに努めているか。 <input type="checkbox"/> 児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見・対応できる校内体制ができていないか。 <input type="checkbox"/> 安全管理について、日常の指導態勢と緊急時のマニュアルができていないか。 <input type="checkbox"/> 防災教育の充実、防災マニュアルを理解し、緊急時に冷静に対応できるか。 <input type="checkbox"/> 必要な情報が正確・迅速に管理職及び全職員に伝達される校内体制ができていないか。 <input type="checkbox"/> 家庭、地域諸団体と連携・協力し、安全施策を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 施設設備の日常点検による危険箇所の発見、応急措置の校内体制ができていないか。 <input type="checkbox"/> 経理事務の適正化と複数での校内チェック体制ができていないか。 <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関するガイドラインを作成し、事故防止の徹底に努めているか。 <input type="checkbox"/> インターネットの利用やUSBメモリ等の紛失・盗難による個人情報の流出防止のための情報管理はできていないか。 <input type="checkbox"/> 指導要録などの公文書の持ち出し禁止等、適正な扱いが徹底しているか。 <input type="checkbox"/> 学年だよりや各種広報などにおいて、外部への発行物の内容の適否や差別用語の有無など事前指導・点検はできていないか。 <input type="checkbox"/> 薬品や危険物等の保管・管理及び不要になったものの処理は適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 保護者や地域からの要望等に対して、誠意ある対応が迅速にできていないか。
心身の健康保持	<input type="checkbox"/> 教職員が仕事上の悩み等を気軽に相談し、支え合う雰囲気が醸成されているか。 <input type="checkbox"/> 教職員の参画意識・志気の高揚に配慮した職場づくりに努めているか。 <input type="checkbox"/> 学校業務の改善や部活動の適正化を図ることにより、教職員の多忙感の解消に努め、教職員の健康の保持増進に配慮しているか。
日常の事理	<input type="checkbox"/> 服務規律を遵守させるため、校内倫理（服務規律）委員会・規律確保行動計画を機能させているか。 <input type="checkbox"/> 日常的に校内巡視や授業参観を通して、教職員の把握と助言に努めているか。 <input type="checkbox"/> 休憩時間の確保を工夫するなど、潤いのある職場づくりに努めているか。 <input type="checkbox"/> 遅刻、無断欠勤、無断外出、勤務時間終了前の帰宅、勤務時間中の職務以外の活動の厳禁等、勤務時間管理が適正に行われているか。 <input type="checkbox"/> 休暇・職免・出張・研修等の届けや承認申請の手続きが適切になされているか。 <input type="checkbox"/> 報告書・復命書の提出など必要となる事後処理は確実にできているか。 <input type="checkbox"/> 特定の教職員に仕事が偏るなど過重負担にならない配慮をしているか。 <input type="checkbox"/> 不公平感を抱かせないような教職員への接し方に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 産休、育休、病休等で、現在は学校に勤務していない教職員を含め一人一人の特性、健康状態、家庭状況等を把握し、適切に対処しているか。

(平成26年3月 小・中学校長会倫理委員会)

1 はじめに

子どもたちが安心して活動できる学校であるためには、教職員が高い使命感をもち、誇りと情熱をもって教育できる職場環境づくりを最優先し、信頼される学校づくりに努めなければならない。そこで、小・中学校長会倫理委員会では現状に鑑み、教職員の倫理に関する諸問題とその対策について鋭意検討を重ねてきた。

また、群馬県教育委員会では、「群馬県教育委員会懲戒処分指針」及び「群馬県教育委員会の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、教職員による非違行為の未然防止、及び綱紀の一層の保持を厳しく促している。

各小・中学校においては、校長自らが倫理意識を一層高めるとともに、校長が教職員に対して指導・啓発を行う際、このリーフレットを指導の手引きとして積極的に活用することを願っている。

2 教職員への指導・啓発のあり方

○ 教職員が職責を自覚し自己研鑽できるよう努める

義務教育の目的は、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことであり、教職員の使命は調和のとれた教育を実現することである。そのために、教職員は児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される資質を持つことが必要である。

校長は、教職員が職責を自覚し、「教育に対する強い情熱」「教職の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を高めることができるよう職場環境を整え、日常的に指導する必要がある。

○ 教職員の使命感・倫理意識を高める

校長は、日頃から社会常識や社会規範を踏まえて行動することを教職員に指導する。具体的には、自己の勝手な都合や甘えとも思われるような勤務態度、学校教育を担う自覚や使命感の欠如、立場を忘れた軽薄な行動等がないよう日常の観察・指導をしっかりと行う。また、非常識な言動や熱意を感じない指導で、児童生徒や保護者はもとより地域の信頼を損なうことがないように、校内研修や職員会議などを通して、教職員の使命感・倫理意識を高めることが必要である。

○ 社会の変化や教育改革に対応できる教職員の育成に努める

社会が激しく変化する中で、多様化する児童生徒や保護者、複雑化する業務、厳しい社会評価など、教職員の勤務環境が大きく変化している。国においてはいじめ防止対策推進法が施行され、教育改革に関わる諸施策も次々と打ち出されている。

校長は、こうした状況に正面から向き合い、積極的に教職員への指導・助言に取り組み、心身が安定した状態で職務に精励できる勤務環境づくりと社会の変化や教育改革に柔軟に対応できる教職員の育成に努めることが必要である。